

Ⅲ. 東館の保存・耐震化に係る基本的な考え方及び留意すべき事項等

1. 基本的な考え方

事務局より提出された資料では、現行耐震設計法、耐震診断基準第3次診断（1990年版、2001年版）、官庁施設の総合耐震診断（1996年）などによる、東館の耐震性能を表す評点はかなり低い結果となっている。しかし、東館には、旧耐震設計基準には反映されていない当時の最先端の耐震工学の知見を採り入れている部分も多いため、上記の評点のみから機械的に推定される耐震性能よりは高い性能を有している可能性がある。とはいえ、東館は現行の耐震基準を満たしておらず、防災拠点施設でもあることから、早急な耐震改修が必要である。

したがって、今回の検討会議を踏まえ、基本計画、基本設計、詳細設計、施工、改修後の利活用、などのスケジュールを具体的に考え、それぞれのステージに必要な検討や議論を行うことが肝要であると考えらる。

以下、委員から出された意見の考え方の要点を、列記する。

- (1) 近代的な工業製品からなる戦後建築の保存・耐震化については、まだ実践例が少ないため、どのような形で空間・意匠・部材を保全していくか、専門的な議論をしっかりと重ねていくことが重要である。この問題に早くから取り組み、人材も豊富な DOCOMOMO Japan のような専門組織の協力を仰ぐ等の配慮が必要である。
- (2) 建築のもつ外形的特徴だけでなく、「フラットに外から入れて、ロビーに座ると庭と一体になる」というような、連続性のあるパブリック・スペースが保全される改修工法の選択が必要である。同時に、建築を構成する部材や空間などに応じた保全のあり方について、将来的には文化財としての保護措置も視野に入れながら、個別に検討を進める必要もある。例えばコア周りやコンクリートの補修、スティール・サッシュをどうするのか等、課題が多く、的確な制度設計を行わなければ高い目標値には近付けない。
- (3) 保存と、それにより生じる機能の制約とを、どのように調整できるか、個別具体的に議論していくことが、建物を今後長く使っていくためには必要である。
- (4) 建物の価値等について、広く県民に情報共有がなされているとは言い難く、県民に向けての説明、情報発信の必要がある。
- (5) 今後の使われ方について、県民・県職員という二つの立場のユーザーの意見を踏まえることが重要である。

上記のような基本的考えを踏まえ、耐震補強の個別の留意事項について、検討会議で議論を行った。また、議論の進行にしたがい、耐震改修後をにらんだ利活用についても積極的な意見が交わされた。以下、議論を踏まえて委員の意見を2及び3に列記する。

2. 留意すべき事項

- (1)既に提示された耐震補強例4例については、比較のために大まかなイメージをシンボリックに表現した部分があると理解しておいた方がよい。
- (2)補強例4例の文化的価値への影響については、資料5を参照のこと。
- (3)実際の保存・耐震化に向けては、基本となる工法に加え、様々な工法を組み合わせることで、柔軟かつ実態的に考えていくことが大事である。

具体的には、近年、技術が急速に進歩し、文化的価値の高い建物だけでなく、県庁舎や市庁舎での耐震化に多く用いられるようになってきている基礎免震構法を軸として、耐震工法の具体的な検討を進めることが望ましい。外観および内部空間の保存率を他の構法に比べて格段と高くすることが可能と考えるからである。

なお、本建物の構造は全体崩壊を防止するために適したコア・システムであるが、6階以上でコア壁の量が減少していること、および、塔屋最上階が純ラーメン構造であることが5階以下と比べると相対的に弱点となっている。したがって、塔屋も含めた6階以上のコア部分の耐震補強を基礎免震構法に併用すれば、コア・システムの特徴をさらに生かすことができ、耐震性能は向上するものと思われる。
- (4)耐震診断結果の第三者評定は、改修の基本計画が作成されるなどの進み具合に応じ、行うことを考える。
- (5)補強箇所・部位をどのように見せるか、あるいは見せないかについて、十分議論を尽くすべきである。でき得る限りオリジナルの要素の保存を心がけ、それが困難な部位では、オリジナルとの区別が明確でデザイン的にも優れた表し方を考える、という方針を基本に据える。
- (6)耐震化とは、利用者の安心と安全が実感できることであり、それが理解できる形で示すと同時に、積極的に発信する必要がある。
- (7)耐震化により、使い勝手が悪くなる箇所が生じる場合も想定されるため、「使う人」との議論は不可欠になる。「基本計画・基本設計」の段階で、改善点の抽出も含めたヒアリングと議論が必要である。
- (8)ただし、一般的な合理性優先を選択するのではなく、乗り越えるべき建築性能的な指標を設定した上で改善点を検討することが肝要である。
- (9)建物を良い状態で使い続けるために、防災拠点という役割も含め、機能上の負担を一部軽減することも考えるべきである。どのような業務が必要なのか検討・整理し、むしろ情報発信型の業務を中心に据えることで、交流拠点としてのブランド力を高めることができる。
- (10)文化財保護行政の観点からも、利活用のあり方を十分に考えることで、県民の理解を得ることが大切である。将来の文化財指定も視野に置いた長期的なプランニングが求められる。

(1) 東館にどのような施設としての機能を確保させるかによって、耐震化に伴う改修項目が大きく異なり、費用にも相当の幅が出る。なお、耐震工法等の具体的な検討を進めるに当たっては、委員から出されたコストに関する質問に対し、事務局から「県議会でもお答えしているところであり、コストについては工法により幅があり、あくまで粗いものだが、耐震化工事には30～40億円程度はかかるのではないかと試算がなされている」「改築する場合の費用については、前提条件のおき方にもよるので一概には言えないが、少なくとも耐震工事と同程度の費用はかかると考えているほか、工事期間中の執務スペースの借上げにも相当の費用がかかることになる」との説明があったことを踏まえ、基本計画を策定する段階では、耐震化する場合の費用と改築する場合の費用とのコスト比較を行う等、コストの抑制に留意しつつ耐震工法等の精査を行うことが求められる。

3. 利活用の方向性

- (1) 利活用のあり方について、将来の戦略や展望を立てるべきである。
- (2) 「ブランド」とは何によるのか、第2回会議で活発な議論が行われた。東館のブランドは、丹下健三という建築家の名前に負うものなのか、作られた建築そのものにあるのか。東館の文化的価値を広く発信することが重要となる。
- (3) 東館は、丹下の蒔いた「一粒の種」と言える。たとえばアートや建築などで、新たな動きが起こる場合に、オリジン＝起点となる作品が良い状態で残っていることが大きな保障になるが、そのような位置付けにある、御本尊のようなものである。そして実際、現代アートや建築を見に来る人々は、そのような思いで県庁舎を見に来ていることが、丹下健三生誕100周年プロジェクトでの県庁舎ガイドツアーや展覧会（「丹下健三 伝統と創造 瀬戸内から世界へ」展）で実感できたのではないかと（ガイドツアー参加者の感想については、資料4を参照）。
- (4) 東館が生み出す価値・利益については、公共建築であることを踏まえ、コスト的な利益の追求ではなく、社会的な影響も含めた目に見えない効果を含めて考えることが肝要である。将来的な利活用の方策を考える中で、位置付けることが必要である。
- (5) 東館の文化的価値について、県民の認知度が高いと言えるのであろうか。県民がどれだけこの建物の重要性・価値を知っているのか、十分に配慮した上で県民に対し情報発信に積極的に取り組まなければならない。
- (6) 厳格な保存を前面に出した博物館のような保存は望ましくない。庁舎として使用され、また県民が自由に使える従来の機能を維持するだけでなく、東館の文化的価値を広く知ってもらえるようなスペースをもつことが必要である。
- (7) 開放的な建物をどのように利用していくのか、一層明確にしていく中で、コンセプトを打ち出すことが必要である。

